

第91号

2017年12月15日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



静岡県富士市にある富士化工では、船舶の配管等に使用されていた石綿を含有するフジパイプを製造していました。(関連記事P2~P8)

#### 91号目次

- ☆ 泉南型アスベスト国賠訴訟への取り組みの報告 P2~P8
- ★ 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部結成の集いを実施 P8~P9
- ☆ ユニオン奮戦記(1)名古屋シティユニオン誕生 P9~P10
- ★ 第9回東海在日外国人支援ネットワーク総会開催 名嶋聰郎先生講演会  
「それぞれの夢・応援団・名古屋外国人屋さんの28年」 P10~P11
- ☆ ストカンに参加して P11~P12
- ★ …「不健全なる身体ながら健全なる精神が宿る方々」に尊敬の念を抱く… P12~P13
- ☆ 事務局からのお知らせ P13~P14

## ☆泉南型アスベスト国賠訴訟への取り組みの報告

2014年10月9日、最高裁は、泉南アスベスト国家賠償訴訟（第1陣、第2陣）について、国の責任を認める判決を下しました。泉南アスベスト訴訟は、大阪府泉南地域のアスベスト工場の元労働者がアスベストによる健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行きしなかつたためであるとして、国家賠償を求めた事件です。

厚生労働省はこの判決を受けて、判決で認められた国の責任期間内（1958年5月26日～1971年4月28日）に、局所排気装置を設置すべき石綿工場で働いて、石綿関連疾患に罹患した労働者やその遺族に対し、訴訟上の和解手続により損害賠償を行うことを表明しました。しかし、判決後、国から関係しえる労災保険受給者等にリーフレットの送付等の個別周知は行われなかつた為、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（以下、患者と家族の会とします。）や全国の安全センター及び全国の弁護士は個別周知することを再三にわたり厚労省に求め続けてきましたが、厚労省はリーフレットやポスターを労働基準監督署等に配置するのみで応じようとはしませんでした。

ところが、患者と家族の会や弁護士などの厚労省への要請が功を奏さず膠着したかに見えた中、今年5月30日の参議院厚生労働委員会で塩崎恭久厚生労働大臣が唐突に「関係しうる労災受給者に（賠償金制度を知らせる）リーフレットを送付する方向で検討を進めたい」と述べ、請求権の存在の個別通知に前向きな姿勢を示し今月10月3日、厚労省はようやく2014年の最高裁判決で国の責任があると判断された国の責任期間内に石綿工場で働き、中皮腫などの石綿関連疾患で労災認定された2314人のうち、現時点で名前や住所の判明している756人に対し、損害賠償の要件などに関するリーフレットを送付しました。

本稿では厚労省が初めて個別周知を行った10月3日以前に労職研、患者と家族の会東海支部事務局の成田が相談を受けたり、様々な支援に関わった泉南アスベスト訴訟と同種の訴訟、本稿では「泉南型アスベスト国賠訴訟」と呼ぶことにする8件の訴訟についてと個別周知を国に求めた患者と家族の会の活動について報告します。

### 泉南アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決後に伸び悩んだ国賠提訴数

泉南アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決では、「労働大臣は、1958年5月26日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、旧特化則が制定された1971年4月28日まで、労働大臣が旧労基法に基づく省令制定権限を行使しなかつたことは、旧労基法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法である」とした上、被害者の被った損害の2分の1を限度として国の責任を認めました。例えば、最高裁が認めた国の責任期間内に局所排気装置の設置が必要な石綿工場で働き中皮腫で死亡した場合、最高裁が認容した2600万円の内、半分の1300万円が国が遺族に支払わなければならない賠償額となります。実際の国賠訴訟では国の賠償額の10パーセントの弁護士費用も加えられます。

最高裁が泉南アスベスト訴訟で認めた一番低い賠償額は、じん肺管理区分管理2で合併症が無い場合の1100万円（国の賠償額は半分の550万となります）で、決して少なくないものでしたが、2014年10月の泉南アスベスト訴訟最高裁判決後、全国で泉南型国賠訴訟提訴数は伸びませんでした。患者と家族の会が厚労省の石綿ばく露作業による労災認定等事業場公表を参考に試算したところ、約400事業場、約1500名の被害者が国との和解の対象になり得るこ

とが分かりましたが、厚労省が最初の個別周知を行う直前の今年9月22日時点での全国の泉南型国賠提訴数は、被害者数ベースで175件でした。被害者数175人に対する訴訟が提起されたということで、原告数は349人でした。原告数が被害者数に比べて多いのは、被害者死亡の場合、妻や子供が原告になるからです。

この時点で提訴の内訳は埼玉や高松の元日本エタニットパイプの被害者や泉南地域の被害者に係る訴訟に偏っており、このような状況の中、患者と家族の会などは厚労省に個別周知の実施を要請し続けました。

### 個別周知をしない厚労省の理由

今年3月15日に東京の衆議院第2議員会館で行われた全国安全センターの厚生労働省交渉では個別周知をしないことについて次のような回答を労働基準局石綿対策室の担当者が述べています。

「労災認定につきましては、いずれかの時期に何らかの石綿ばく露作業に従事していれば認定されうるというものでございまして、従事期間ですとか局所排気装置を設置すべきだったかどうかということまでの確認まで行われていないものです。このため、和解要件を満たすかどうかは労災認定時の資料だけでは確認することが出来ず、和解の対象となる方を把握することが出来ません。このような方で労災保険受給者等に国から直接リーフレットを送付することは、送付された方が必ず和解金を受け取れると誤解したり、提訴した結果、和解要件を満たさないことが明らかになり無用な訴訟負担を負わされたというようなトラブルや混乱を招く恐れがある為適当ではないと考えております」

泉南アスベスト訴訟の最高裁判決後、10月3日に最初の通知が行われるまで3年あまり、国は個別周知を拒み続けました。



2017/5/7 岐阜新聞

### 5月14日の厚労省交渉

問題がなかなか進展しない中、患者と家族の会や全国の弁護士で今年5月19日に厚労省交渉を行いました。この時は前年に患者と家族の会とともにホットラインに取り組んだ大阪や関東の弁護団の他、泉南アスベスト訴訟の原告や関東や大阪で泉南型アスベスト国賠訴訟を起こした原告、泉南型アスベスト国賠訴訟を起こした佐賀県鳥栖、香川県高松のエタニットパイプ関連の元労働者らの原告・弁護士、北海道建設アスベスト訴訟の原告や弁護士にも呼び掛けて行われました。筆者もこの交渉に出席しましたが、厚労省からの出席者は労働基準局石綿対策室の若手男性職員2名のみで、この2名の職員に対し40名程の出席者からの厳しい意見が集中して浴びせかけられる状況でした。大阪アスベスト弁護団の村松昭夫弁護士が「国は加害者であることをきちんと認識すべきだ」と発言していたのが印象的でしたが、他に厚労省が個別周知を行う前に唯一、独自に個別周知を行った佐賀労働局から個別周知された原告から「混乱はなく、ありがたかった」という発言があったり、労働基準監督署に置いてあるリーフレットを石炭じん肺訴訟の和解手続きのリーフレットのように分かりやすくして欲しいという要請が行われたりしました。



5月14日の交渉では出席した2人の厚労省担当者に意見が集中しました。

この交渉でも厚労省は「無用な混乱を避けなければならない」という主張を繰り返すのみで個別周知に関する要求についての獲得はなにもありませんでした。午前の交渉終了後、午後から泉南訴訟の原告だった方や、九州の弁護士さんなど有志で厚生労働省で直談判を試みましたが、玄関ロビーからかけた当方の電話に応答するのみで担当者が下りてくることはありませんでした。

この交渉の10日後、冒頭で触れた塩崎厚生労働大臣の周知をするという大臣発言がありましたが、患者と家族の会事務局長の澤田慎一郎氏は5月19日の交渉について、「厚労省には事前に誰が来るなどとは通告していなかったもので、まさかこれほどまで複数にわたる各地から原告が来ていることに驚いたと思う。実際に個別周知された原告が「混乱はなかった」、「ありがたかった」という話をした。理屈の応酬とは比べ物にならない価値があった」と述べています。

## 岐阜、静岡での泉南型アスベスト国賠訴訟提訴

10月3日に厚労省が個別周知を行う前、筆者は岐阜で6件、静岡で2件の泉南型アスベスト国賠訴訟の提訴に関わることができました。労職研、患者と家族の会東海支部が関わった岐阜、静岡での提訴は表1のようになります。岐阜地裁への提訴は全てニチアス羽島工場で石綿製品の製造に従事した元従業員に係る訴訟で、静岡地裁への訴訟は全て富士化工の本社工場で石綿含有パイプの製造作業に従事した元従業員に係る訴訟です。岐阜の裁判はアスベスト訴訟関西弁護団の位田浩先生、平方かほる先生に担当していただき、静岡の裁判は、静岡アスベスト被害救済弁護団の大橋昭夫先生らに担当していただいています。

(表1) 労職研・患者と家族の会東海支部が関与した泉南型アスベスト国賠訴訟

	裁判所	性別	死亡年月日 死亡時年齢	傷病名	就労期間	作業内容	原告	請求額	提訴日	和解成立日
1	岐阜	女	2012.9.28 69歳	胸膜中皮腫	1958.7.21- 1958.9.18	綿状になった石綿を袋詰めする作業	夫・子3名	1430万円	2016.9.15	
2	岐阜	男	1998.2.18 74歳	肺がん	1954.12.21- 1984.4.1	石綿と珪藻土を床の上でスコップを使って混ぜ返す作業 石綿保温材を注文サイズに丸ノコで切断する作業	子3名	1430万円	2016.9.15	
3	岐阜	女	2012.6.30 77歳	石綿肺	1954.1- 1963.4.6	原料石綿を綿状にするために攪拌機に投入する作業 石綿を袋状にしたクロス(石綿布)に入れる作業	子1名	1430万円	2016.9.15	2017.10.18
4	岐阜	男	2003.5.24 66歳	肺がん	1953.2.3- 1996.11.1	石綿を含有する摩擦板、けい酸カルシウム板等、建材の製造作業に従事。	子2名	1430万円	2017.1.31	2017.10.18
5	岐阜	男	2014.10.18 69歳	腹膜・胸膜中皮腫	1963.3.22- 2007.3.31	石綿製品の製造作業等に従事。	妻・子3名	939万円	2017.4.19	2017.9.22
6	岐阜	女	2012.8.19 72歳	石綿肺	1956.3.15- 1963.9.20	織布に型を取って袋状にした中へ綿状の石綿を手で詰込み、汽車の罐の防熱用布団の製作作業に従事。	子2名	1430万円	2017.6.16	
7	静岡	男	2004.10.5 66歳	胸膜中皮腫	1957.6- 1961.9	工場内で石綿を解綿したものを使用した、耐熱パイプの製造作業に従事。	妻・子2名	1430万円	2017.6.8	2017.11.17
8	静岡	男	2004.12.14 64歳	腹膜中皮腫	1958.2- 1996.12	解綿機でほぐした石綿を麻袋に入れる作業や石綿を含有したパイプの製造作業に従事。	妻・子2名	1430万円	2017.9.8	

## ニチアス羽島工場の被災者

表1の1番の被災者は中学卒業後の夏から臨時工として羽島工場に勤務し、次々と機械から出てくる石綿と石灰等を混合したものを大きな麻袋に入れる作業に従事しました。被災者はこの作業で酷い粉じんさらされました。被災者の羽島工場での在籍期間はわずか60日足らずで実働は通算27日でしたが、2011年に悪性胸膜中皮腫を発症し岐阜労働基準監督署に労災認定されました。このような短期間の就労にもかかわらず被災者が労災認定されたのは、被災者の肺内の

石綿小体を計測したところ、乾燥肺重量1グラムあたり51,073本もの石綿小体が確認されたからでした。被災者は想像を絶するほどの高濃度石綿ばく露をしていたのです。中学を卒業したばかりの少女が必死で石綿を麻袋につめる姿が目には浮かんできます。

1番の被災者の遺族は労働組合のアスベストユニオンを通じてニチアスと労災補償について団体交渉しましたが、ニチアスは被災者が夫とパン屋を営んだ時に使用したオーブンに使用されていた石綿にばく露した可能性があるとして主張したうえ、昭和33年当時の医学的知見では勤続期間が3か月未満の従業員については安全配慮義務違反はなかったという理由で補償することを拒否しています。昨年9月15日に遺族が岐阜地裁に泉南型国賠訴訟を提訴し、現在も審理が続いています。

表1の2番の被災者と3番の被災者は2015年9月15日に羽島市民会館で行った相談会で遺族から相談を受けました。この相談会の前日に、ニチアス羽島工場に勤務したことが原因で重篤な石綿肺（じん肺）を発症した山田益美さんと角田正さんがニチアスに対して起こした民事損害賠償裁判の判決が岐阜地裁で言い渡され、裁判所がニチアスに対し山田さんと角田さんに4180万円の賠償を支払うことを命じたことが大きくテレビ、新聞で報道されていました。2番と3番の被災者の遺族の相談は似通っていて、「親は石綿の病気で亡くなり、会社（ニチアス）からの補償金を受け取っていました。今日の新聞で報道されている金額よりだいぶ低額でしたがどうということでしょう」というものでした。

2番の被災者は1954年から30年間羽島工場の石綿保温材の製造部門などで働きました。1998年、74歳の時にすでに罹患していた石綿肺に合併した石綿肺がんで死亡し、その後労災認定されています。石綿保温材の製造部門では、乾燥した保温材を運ぶ作業や完成した保温材の箱詰め作業に従事する他、「別荘」と呼ばれていた建物内で保温材材料の石綿、石灰、珪藻土をスコップで混ぜ返す作業にも従事しました。別荘での作業は、隣で作業をしている人を判別できないほどの粉じんが飛散していました。2番の被災者に係る国賠訴訟は1番の被災者と同日の昨年9月15日に岐阜地裁に提訴され現在も審理中です。

3番の被災者は1954年1月から1963年4月まで約9年間、羽島工場で原料石綿を攪拌機に投入する作業、石綿布団を作るため綿状の石綿を石綿布に包み込む作業、石綿保温材の出荷準備やバリ取り作業などに従事しました。退職後は石綿と関係無い紡績関係の仕事に従事しましたが、羽島工場での作業に従事したことが原因で石綿肺に罹患し、2012年に石綿肺の進行により慢性呼吸不全悪化により亡くなりました。被災者の石綿肺罹患及び死亡は、羽島工場における石綿粉じん作業に起因するものとして労災認定を受けました。この被災者の国賠訴訟は遺族が昨年9月15日に岐阜地裁に提訴し、今年10月17日に国との和解が成立しました。

3番の被災者の遺族は、国賠訴訟の提訴時、「石綿の有害性は戦前から知られていたと聞きます。国が適切な規制をしていたら、こんなことにならなかったのではないかと思います、本当に悔しくてなりません」と記者団にコメントを発表しています。

表1の4番の被災者の遺族の息子さんが、1番、2番、3番の被災者の国賠訴訟を提訴した9月15日直後に相談電話番号とアスベスト相談会実施を広報する為に羽島市内に配布した新聞折り込み広告を見て電話をしてきました。被災者は1953年、中学卒業後にニチアスへ就職し定年退職まで勤務しました。ニチアスで働きながら定時制高校へ通いました。羽島工場では、石綿を含有したブレイクラインの研磨作業、不燃建築材の成型作業、ガスキットの製造作業に従事し1970年代には石綿肺（じん肺）に罹患していましたが、2003年、66歳の時、石綿肺がんで亡くなりました。息子さんから相談を受けた時、4番の被災者のお連れ合いもすでに死



2016/9/16 岐阜新聞



2017/9/23 岐阜新聞

亡していましたが、幸い、在職中のじん肺管理区分決定や労災保険の申請書の写し、労働基準監督署からの通知書などがファイルにきちんと保存されていたので、訴状を作成し提訴することができました。

今年1月31日に岐阜地裁に国賠訴訟を提訴し、10月18日に国との和解が成立しましたが、和解後の記者会見で息子さんは「妻に言われて電話で相談をするまで父が対象者であるなんて考えなかった。まさか、こうして和解するなんて。ほっとしている。父親もきっと喜んでくれていると思う」と話しました。

表1の5番の被災者のお連れ合いも新聞折り込みチラシを見て電話をしてくれました。5番の被災者は1963年、高校卒業後ニチアスに就職し定年まで石綿製品の製造に従事していました。定年退職後、契約社員を経てアルバイトとして羽島工場で働いていた2008年に

悪性腹膜中皮腫を発症し、2012年には胸膜中皮腫に罹患しました。長期間の闘病生活を続けていましたが2014年に亡くなりました。アルバイトの時に中皮腫を発症したため、休業補償給付、遺族補償給付の支払いの基礎になる1日の給付基礎日額が3660円にされてしまい、大変低額な為、現在、アスベストセンターの斎藤さんと筆者で厚労省、岐阜労働局に被災者のニチアス定年時の賃金で給付基礎日額の算定を行うことを求めて交渉を続けています。羽島工場では2003年に完全に石綿原料の使用が中止されており、被災者がアルバイトをしていた時には石綿はなくなっていました。被災者は定年後、役職、各種手当などがなくなり、給料も大幅に少なくなったうえ労働時間も短くなり、定年退職を契機に正社員時とは全く別の労働契約をニチアスと締結したといえることと、中皮腫を発症したアルバイトの時にはすでに石綿がなくなっており、定年退職時が被災者にとって石綿最終ばく露事業場を離れたことになることから粘り強く交渉を続ければ給付基礎日額が是正されるのではと考えています。今年4月19日に遺族が国賠訴訟を岐阜地裁に提訴し、国との和解が10月17日に成立しました。

表1の6番の被災者は1956年から1963年までニチアス羽島工場では防熱用布団の製造に従事していました。石綿布を織り重ねてふちを縫って袋状にしたものに、綿状の石綿を手でつかんで詰める作業で、大量の石綿粉じんが飛散したため、三角巾をかぶり布のマスクをしても、作業が終わってマスクをはずすと、口と鼻の周りが粉じんでき白くなっていたということでした。

2012年にじん肺管理区分4の決定を受けましたが、同年8月、じん肺の悪化により亡くなりました。国賠訴訟は遺族により6月16日に岐阜地裁に提訴され現在も審理中です。

### 富士化工の被災者

表1の7番の被災者は静岡県富士市にある富士化工の工場では解綿した石綿をマスクもかけず素手で袋詰めして倉庫の隅に積み上げる作業や石綿紙に樹脂を浸透させパイプ状になったものの両サイドをグラインダーで削る作業などに従事しました。労災認定調査の際に労働基準監督署が被災者に行った聴取記録には「工場内には常時石綿のほこりが舞っていた」という被災者本人の供述が記録されています。富士化工は軽くて熱に強いが売りこみ文句の「フジパイプ」という商品名の石綿含有パイプを製造していました。フジパイプは清水にあった日本鋼管の造船所でつくられていた船舶内に配管するパイプや伊豆の温泉の湯を送るパイプに使用されていました。

7番の被災者は1957年から1961年まで富士化工に務め退職しました。退職後は配管業や火災報知器の取り付けの仕事に従事



2017/11/18 静岡新聞

しました。火災報知器の取り付けを行う会社を経営していた2003年の秋、66歳の時に突然、家族に呼吸が苦しく、歩くことさえ辛いと訴え、医療機関で検査したところ、悪性胸膜中皮腫と診断されました。そして診断から10か月たらずで亡くなりました。

このケースは被災者が中皮腫を発症した後、当時は稀だった中皮腫の労災保険請求の支援を東京労働安全衛生センターの内田正子さんが行い、最終的に労災認定されました。被災者の死から13年後、内田さんが過去の記録の点検を行い、この被災者の遺族が泉南型アスベスト訴訟を提起すれば国との和解が可能なことを確認し遺族に提訴を勧めました。今年、6月8日に静岡地裁に提訴し、6か月後の11月17日に和解が成立しました。この被災者に係る提訴が静岡県内初の泉南型アスベスト国賠訴訟になりました。成田は提訴時、和解時の記者会見の実施や裁判の傍聴などを担当しました。

表1の8番の被災者は高校卒業後の1958年に富士化工に就職し関係会社に転籍する1996年まで38年間富士化工の工場に勤務しました。富士化工では入社後半年間程解綿機でほぐした石綿を麻袋に入れる作業に従事し、その後は1966年頃まで石綿紙にポリエステル樹脂を浸透させたフジパイプの製造に従事しました。労働基準監督署が被災者本人に聴取を行った記録には「1日中石綿が舞っていて、視界が悪くなるほど白くなっていました。仕事が終わって、翌朝工場に入った時も舞っている状態でしたし、作業着は毎日真っ白で臭いし、粉がついていたので家族とは別々に洗濯をしていました」という被災者本人の供述が残されています。

8番の被災者は2004年の春、64歳の時に悪性腹膜中皮腫を発症しわずか8か月で亡くなってしまいました。お連れ合いは「生前、被災者は風邪すらひかない丈夫な夫が体調を崩してからあっという間に亡くなった」と語っています。

8番の被災者のお連れ合いは7番の被災者の遺族の国賠提訴の記事を静岡新聞で見て、提訴日の翌日、患者と家族の会のホットラインに電話をしてきました。早速、面談を行いお話を聞き、労働基準監督署の労災認定調査時の書類の開示請求を静岡労働局に行いました。

面談の時、8番の被災者のお連れ合いが「富士化工で中皮腫を発症し労災認定されたのは夫が初めてでした。労災保険請求書の会社証明欄への記入を会社に頼んでも取り合ってもらえず、事務所の電気が落とされる時間まで居座ってお願いしました。守衛さんに書類は預かっておくから、明日また来てくださいと言われました。労働基準監督署の女性担当者が頑張ると励ましてくれたのが救いでした。夫はきれい好きで、毎朝一番に工場に行き掃き掃除をしていた」とお話しされていたのが今でも印象に残っています。

今年9月8日に静岡地裁に提訴し、記者会見に出席されたお連れ合いは「夫は平成16年12月14日、13年前に64歳で亡くなりました。最近、私と同じくらいの年齢の夫婦が仲良くウォーキングをしたり、スーパーで買い物をしたりしている姿を見ると、寂しさとともに、ふつふつとアスベストが憎いという気持ちがつのってきます。石綿の有害性は戦前から知られていたと聞きます。国が適切な規制をしていたら、こんなことにならなかったのではないかと思います、本当に悔しくてなりません」というコメントを発表しました。

## おわりに

昨年9月の泉南型アスベスト国賠訴訟の提訴の準備段階から今回報告した8人の被災者の遺族や関係者からたくさんのお話を聞き、資料を読み込んだりしました。また、その過程でニチアス羽島工場、富士化工の本工だけでなく下請け従業員や近隣住民、出入りしていたトラックドライバーで健康被害にあわれた方々のお話も聞くことになりました。日本全国にあった石綿工場やその周辺で同様の悲劇が起きているのを実感しました。表1の8番の被害者のお連れ合いが富士化工工場の近くに住んでいた頃、工場敷地に野ざらしで積み上げられていたパイプを指さし「お前らのせいで病気になったんだぞ」と怒鳴っていた近所の男性がいたということですが、富士化工

周辺地域は現在でも、国の試行調査の対象地域にもなっていません。この男性はすぐに亡くなったということでした。

現在、ニチアス羽島工場で働いたり、富士化工の関係会社で働きじん肺やその他の疾患などに罹患しているにも拘わらず労災認定されていなかったり、じん肺管理区分決定をまだ受けていない退職者達の相談にのっています。これらの退職者の中には労職研の森亮太代表が院長を務める杉浦医院に通院してくる方もいます。今後、これらの退職者の中で泉南型国賠訴訟を提訴する方もいるでしょう。石綿工場元労働者の皆さんの支援は当分続きそうです。

(事務局 成田 博厚)

## ★中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 新潟支部結成の集いを実施



11月11日にクロスパル新潟で新潟支部結成の集いを行いました。結成の集いには事務局スタッフ2名、新聞記者3名を含む22名の方々が参加してくださいました。支部結成の集いに先立って新潟県庁で新潟支部世話人の岡田伸吾さんや小林雅行会長らで記者会見を行い、NHK新潟ニュースや新潟日報、全国紙に報道されたことから、集いには新潟支部会員の皆さんの他、実家がバイク店を営んでいたという胸膜中皮腫の患者さんや石綿健康管理手帳を持つ男性、父親が建設業に携わっていたという女性や昔ゼネコンで働いていたという男性等も報道を見て参加してくださいました。

集いの冒頭、小菅千恵子副会長より「新潟支部は21番目の支部になります。私も新潟の方々とお会いしたくて参加しました。これから仲良くやっていきましょう」とご挨拶をいただいた後、新潟支部世話人の岡田伸吾さんより「中皮腫になって13年になります。病気の進行がどうなるのか、精神的ストレスへの対処で悩んだこともあります。精神的に追い込まれた時に話を聞いてくれる人がいるだけで全然違います。家族には言えることと言えないことがあります。患者の輪の中で自分の悩みを出せる場があった方がよいと思うし、新潟支部はそういった場に行きたい」とお話しをさせていただきました。小菅副会長の他群馬の栗田さんや愛知の宇田川さんにも駆けつけていただきました。

集いでは中皮腫サポートキャラバン隊の栗田英司さんに「腹膜中皮腫患者・17年間の闘病記」と題して講演を行っていただきました。栗田さんは1998年に腹膜中皮腫が見つかり手術を受けたことや患者と家族が発足して間もない2014年6月に会員になり、会が石綿救済法の施行、アリムタの早期承認等に大きな役割を果たしてきたことを見てきたこと、2017年に死を覚悟した人の気持ちを知らりたいと山口県の人間魚雷回転記念会や鹿児島県の神風特攻隊知覧平和記念館等各地の記念館を訪ねる中でアスベスト被害を伝える記念館が一つもないことに気づき「アスベスト記念館」が必要だと思うようになったこと、中皮腫と診断された人たちに情報提供をする中皮腫ポータルサイトの必要性を感じていること、中皮腫の長期生存者の体験談の収集と発表についての準備をしていることについて話され、参加者達も普段と違う内容に興味深く聞き入っていました。



栗田さんの講演後、参加者全員で交流会を行い、翌12日にはアスベスト被害相談会・ホットラインを行い、16人の方からの相談を受けることができました。(事務局 成田 博厚)



## 石綿被害 掘り起こしへ

### 患者ら団体 11日 新潟支部設立



アスベスト疾患は建設現場や工場の労働者に多く見られるほか、工場周辺の住民にも及んでおり、公害病といわれる。最高級は2014年の判決で、労働者の生命健康を守る対策を怠った国の責任を認め、国の統計によると、がん一種でアスベストが主な原因とされる中皮腫による死者数の累計は1985年から15年間は全国で約1万人、本県は340人となる。アスベスト疾患は潜伏期間が10、50年とされ、患者と家族の会は今後も患者が増えるとみている。

同会は1日に県庁で記者会見し、県内の患者ら約10人を厚生労働省の資料を基に作成した。

新潟支部では主に、患者らが病気の悩みを打ち明けたり、治療について情報交換したりする交流に力を入れる。また、患者の労災認定の支援や、社会にアスベストの危険性を訴える啓発活動などにも取り組む。

新潟支部の世話人に就く岡田伸吾さん(左)と新潟市西区川は、若じろの電気工事の仕事でアスベストを吸い込み、5年ほど中皮腫を患った。患者には常にいつ発病が分からないという強いストレスがある。県内にも患者同士で交流し、思いを吐き出す場所が必要だと支部設立への思いを語った。

結成の集いは11日午後1時半から、無料相談会は12日午前10時、午後4時半。いずれも申し込み不要、電話相談も随時受け付けている。問い合わせは0525-984010。

アスベスト疾患の患者や家族を支援する団体の新組織、支部設立について語る岡田伸吾さん(左)と川は。

11月5日 新潟日報

## ☆ユニオン奮戦記(1) 名古屋シティユニオン誕生



名古屋シティユニオンは、労職研と協力しながら相談者支援にあたる労働組合です。今号より執行委員長の竹久さんに名古屋シティユニオン誕生の経緯を始めとして、取り組み事案などについて書いていただくことになりました。

### (株)Mで指を怪我したNさん事件

16年4月当時ANUユニオンに持ち込まれた事件です。2月末機械にはさまれて親指と指示指の先を落とした案件です。M社は、この事故を労災とはせずに健康保険扱いとし、文句をいったら退職扱いとされてしまった事案です。

早速団体交渉を申し込みました。対応は弁護士対応となりました。豊田市方面でしたが、弁護士及び組合が名古屋市のため、2回目からは組合での団交となりました。

その途中、6月末に委員長代行Sが脳溢血で倒れてしまいました。他の何人かの在職闘争中の組合員もいる状況ですので組合を無くしてしまう訳には行きません。しかし、ANUは、数年前に財政悪化で事務所をたたみ、委員長と副委員長が組合をなげだしていたため、書記長Sを委員長代行とし、S書記長宅を事務所として運営していたのです。7月末に委員長代行Sの復帰には長期間かかることが判り、事務所としているS宅も撤収する予定となりました。そこで、8月にANUの臨時大会を開きANUを凍結し、新たに「名古屋シティユニオン」を起ち上げることとなりました。

Nさんは、もちろん名古屋シティユニオンに加盟し交渉を継続することとなりました。Nさんはまだ若いので会社に戻るか、新たに職を求めると問題ですが、若いので就職口がありそうだとこのことで、逆に早期金銭解決が必要です。事案としては労災の後遺障害等級が確定していて、本人も等級事態に納得していること。また、職場復帰を希望していないので、損害賠償金額の交渉だけとなります。後遺障害等級が確定しているため、弁護士との交渉は金額上積み交渉です。書記長が粘りにねばり交渉を重ね、やっと、納得金額に至り9月に解決しました。

このほか、ANUより継承している豊田合成下請での労災で片眼失明し心因反応(PTSD)発症での労災認定裁判提訴中の案件があります。ANUからの相談案件で、大手スーパーのパートをしていた女性が荷物運搬中に荷物が落下し、頭部にあたり低髄液症となった案件は、当該女

性が名古屋シティユニオンに加入され、交渉が始まりました。また、労働基準協会（監督署の外郭団体）でのハラスメントによる適応障害発症事案が 8 月より発生していました。そのほか、組合員には、争議継続中の在職の方々があります。

これらの事案については、奮戦記として次号以降に続けて報告を予定しています。

（名古屋シティユニオン 執行委員長 竹久 憲一郎）

## ★第 9 回東海在日外国人支援ネットワーク総会開催 名嶋聰郎先生講演会

### 「それぞれの夢・応援団・名古屋外国人屋さんの 28 年」



東海在日外国人支援ネットワークは、9 回目となる総会を 2017 年 7 月 1 日に開催した。会のモットーは、ゆるやかなつながり。外国人支援には多大なエネルギーが必要なためか、個性豊かで熱い仲間が多い。だからこそ適当に力を抜いた「ゆるいつながり」が大切なのだ。

その中心となっていたのが、何事にもゆるやかで穏やかな由井滋神父さんだった。熱くなりそうな場面でも、由井さんの笑顔と「あっそう」という言葉が、皆をなごませた。その由井神父さんが、本当に突然天に召されてしまった。何の心の準備もなかった私達はうろたえたが、この 9 回目の総会で新しい一歩を踏み出すことになった。



顧問・会計・運営委員などは旧来のままであるが、当会代表として原科浩さん（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知）がその任を引き受けてくださった。由井先生と同じくまことに穏やかな方で、代表として最もふさわしいと思う。また、由井先生に代わってあるすの会代表となられた川上栄光さんが、運営委員に加わってくださった。心強い限りである。

その他の議事も滞りなく審議決定され、10 年目に向かって前進することとなった。その記念の講演として、大先輩名嶋聰郎先生にお話しいただいた。

先生は、弁護士などが着るフィリピンの正装バロンタガログで演台に立たれた。相談者と仲良くなるため、母語でのあいさつからいつも話を始めるそうだ。特許事務所に勤めながら四日市公害訴訟住民運動に参加、公害と戦う弁護士を目指し苦節 10 年。40 代にして弁護士登録、ラフルという外国人労働者弁護団にかかわることになった。

異国で何とか母国の家族のために生き抜こうとする外国人労働者の姿に胸打たれ、「私は外国人屋さん」と自称し、彼らの夢実現のために懸命に力を尽くしてきた。が、弁護士になった 1989 年はまさに入管法施行の前年。大量に押し寄せる外国人労働者のための準備は、法的整備も含め何も無い状態。

戸籍のない国から来日した人々の、日系であることの証明は困難を極めた。特にペルー人は、当初 3 年のビザなし入国の協定により、入国後に短期滞在からの切り替えが行われた。これがブラジル人よりさらに不安定な労働条件を生み出す結果につながった。

また、当時派遣は禁止、請負と称した派遣事業のため、労基法違反がまかり通り、逃亡を防ぐためのパスポート取り上げも多かった。派遣事業者のもとに単身乗り込み、〇〇組 7 代目と書かれた部屋で親分に談判したこともあった。

そうした混乱の中で、本格的に支援弁護団を結成し成果をあげたキム・ウンスクさんの事例が詳しく紹介された。1989 年骨髄性白血病であったキムさんは、当時韓国では難しかった骨髄移

植を受けようと観光ビザで日本入国。先に入国していた夫と共に手術費用を得るため働き、移植の機会を待っていた。が、病状悪化により早期移植を勧められた。しかし、二人とも不法滞在。健康保険加入も出来ない。相談を受けた名嶋弁護士は、弁護士団を結成し法的支援と共に募金活動も始めた。その結果、治療のための在留特別許可を得、手術も成功した。文字通り壁を越え一人の命を救ったのだ。

しかし、労働環境の整わない中での外国人労働者の現実は深刻であった。顕著な例は多発する悲惨な労災事件であった。先生は写真などで目をそむけたくなるよう事例を次々紹介した。プレスによる手指切断・腕切断。ガス爆発による全身火傷。その多くは十分な補償を得ることなく解雇されたり帰国せざるを得なかった。被害者は金を得たいため故意にケガをしたと主張する会社も幾例かある。金を得るためといえ、誰が好んで腕や指をプレスで切断するだろうか。

先生は、こうした悲劇の背景にあるのは「来日在留外国人のダブルスタンダード」政策だという。専門的、技術的分野の労働者は、積極的に受け入れるが、それ以外の労働者は厳しく入国制限する。しかし、現実には人手不足のため実習生・日系人の定住者など大量の外国人が単純労働に従事している。こうした建前と本音の狭間で多くの外国人労働者が過酷な目にあっている。


先生は最後に提言として「外国人労働者基本法」制定、「移住労働者権利条約」制定、そして在留許可制度など現実に対応した法制度の構築を訴えた。

講演の後、様々な質問提言が出た。法務省・入管当局の人権感覚はこの30年で良くなっているかの質問に、北朝鮮からの難民希望者が中国の日本領事館に命懸けで逃げ込んだ時、副領事が亡命者を取り押さえる中国武装警官の帽子を捨てた姿が国際的な批判を呼び、60日以内に難民申請しなければ無効というルールが無くなったという以外良くなったとは感じられないという答えであった。これは他の質問者からも外国人は嘘をつくという前提の対応は少しも変わっていない、忸怩たる思いという発言があった。ダブルスタンダードという点では、単純労働の受け入れは慎重に行うという文言はなくなって、必要な人材は受け入れるという姿勢に変わっているという発言もあった。が、帰国を担保とした実習生制度など複雑なバリエーションの受け入れで、人権問題は依然続いているという結論であった。

外国人は煮ても焼いても勝手という日本の受け入れ態勢は少しも変わってないのだ。そんな中で、いかに日本の体制を変えていくのか、私たちの力が問われている。

(知立派遣村実行委員会、労職研会員 高須 優子)

## ☆ストカンに参加して



一年前に出会った東京の青年が企画した、東京一斉ストリートカウント（以下ストカン）に参加しています。ストカンとは・・・昼間に行う東京都による調査では捉えきれない、深夜のホームレス人口をカウントする市民による調査です。深夜 0:30 に東京都内の各地に集合し、各グループに分かれ終電後の街を 2～3 時間程度徒歩や車で調査し、路上生活している方の人数を把握します。

これまでに準備として、のべ 245 名の市民で東京都中のホームレスの数を、それぞれ別々の日に分けて調査し、東京都の報告の 2.5 倍のホームレスがいることを確認しています。そして、この日は東京都内全域をボランティア 200 名で一斉に歩いて黙視でホームレスの方々の人数をカウントします。

一年前にこの企画を聞いた時に、名古屋でホームレスの話をするときに、私自身が資料として使う国土交通省のデータを、いつも実際は夜になるとホームレスとして、屋外で寝ている人の数を反映していないと、批判的に示してきました。まさに現実的なデータを一夜で一斉に調査をするの事を聞いて、ぜひその場にいたいと思いました。

私に送られてくるメールから、偶々来る8月5日にストカンが行われることを知りました。その日は土曜日だったので午前中の診療を終わり、午後の訪問診療を終えて駆けつければ間に合うと思って申し込んだところ、8月5日の真夜中午前0時半からの調査であると分かりました。土曜日の午前中の診療もあるので一度は無理かと思いましたが、参加する方法を考えると調査に参加しても、早朝の新幹線で帰ってこれば、診療に支障がないことがわかり、調査に参加することを決めました。幸い杉浦医院の金曜日は、午前の診療のみで午後の夕診療はないので、定期の訪問診療を数件に絞って回り、早めに東京入りして一寝入りして、この歴史的な調査に参加してきました。私たちのグループは東京駅に集合し、そこから築地市場を回るコースでした。途中、医学生時代に一度は研修医として受験しようと考えたこともある、聖路加国際病院の脇を通った時には、何か懐かしい思いでした。私たちのグループは、10名ほどのホームレスを確認し報告しました。その日の集計の報告 (<https://2017streetcount.wixsite.com/tscs/record>) では、東京都の概数調査報告である562名の2.33倍の1307名がホームレス状態にあることが確認されました。

事前調査、本調査の資料と当日の動きを参考にして、いつかは名古屋でもストカンを実施して、名古屋の現場の状態をしっかりと把握していきたいと思います。

(代表 森 亮太)

## ★・・・「不健全なる身体ながら健全なる精神が宿る方々」に尊敬の念を抱く・・・



右側の胸膜と肺の摘出手術から5年、体調管理には十分注意をしてきた。だがその夜右脇腹の激痛で目が覚めた。と同時に吐き気がし、便所に駆け込む。だが嘔吐物はない。寝床に戻りロキソニン（痛み止め錠）を飲む。時刻は午前3時。また吐き気がし、便所に行く。今度も空嘔吐を繰り返すのみ。右脇腹痛に鳩尾痛が加わる。左側を下にして（手術以来、右側下で寝ると息苦しい）イモムシの如くに丸まって、じっと耐える。夜明けが障子越しに伝わる。まだロキソニンは効いてこない。救急車を呼ぶか。だが妻は2階。近隣騒ぎも起こしたくない。

8時半妻の車で病院に向かう。痛みは続いている。幸い吐き気はない。事情を話し、一番目で診察を受ける。すぐに採血室に行き、次にCT室に向かう。その後待合室で結果の出るのを待つ。妻が耳元で怒っている。聞き流す。まだ痛みは続いている。幸い吐き気はない。

10時呼び出しがあり、診察室に入る。すぐに入院して下さいとの指示。血液検査から肝臓と膵臓の機能数値が異常を示し、またCT画像から胆管に胆石が溜まって炎症を起こしていて急性膵炎になり、死に至る可能性があった、と医師は怖い顔で言った。妻の咎めと同じだ。

5階の病室に入る。一瞬5年前の事が脳裏をかすめた。臭いも色も一緒だ。すぐに点滴の針を刺される。数日は食事は勿論のこと水も駄目と厳命される。妻は着替えを取りに帰る。

2日後ERCP・内視鏡的減黄術（内視鏡的逆行性膵胆管造影）の同意書に署名をする。全身麻酔後、胃カメラの長い器具を十二指腸まで挿入し、乳頭（胆汁や膵液が胆管から十二指腸に出る箇所）を少し切り裂いて広くしてから胆管に器具を挿入後、胆石を取り出す手術。

手術後3日半、粥と菜っ葉汁が出た。5種類の投薬と点滴の針は刺さったまま。

やっと我が家に帰れた。体重は3kg減って42kg。足がふらついて自力歩行が困難。この5年間頑張って30分の散歩がようやくできていたのに、また一からやり直したと少し感傷的になる。だが頑張らなければと思い直す。でなければこの5年間の努力が無に帰してしまう。などと気丈な考えも浮かぶが、現実には松葉杖でなければ散歩など無理で気丈心は萎える。

「健全なる精神は健全なる身体に宿る」と言われるが、今まさに実感している。5年前中皮腫を宣告されて以来、私の精神は病んでいると思うことが多々あった。食事が摂れない時。気管に物が入って咳き込み息ができない時。10分ほど歩いただけで息が切れへたりこむ時。風邪を引いただけで肺炎になりかけた時。5年以前は大ごとにならなかった事が今は些細な体調異変がすぐに大ごとになってしまう。健全なる身体に戻れない現実を考えると健全なる精神を持ち続ける自信はない。と言って健全なる精神を持ち続けなければ生き長らえる事の意義がないようにも思えるし、この矛盾は不健全なる身体になった私の僻みであろう。

それにしてもパラリンピックしかり不健全なる身体で健全なる精神を宿す世の多くの方々には尊敬の念を抱く。けれども私が健全なる精神を宿すのは人間性からして難しい。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)

## ☆事務局からのお知らせ



### ★「宇田川さんの学校アスベスト裁判」傍聴のお願い

日時：2018年1月26日（金）14:45～

場所：名古屋高等裁判所

傍聴をよろしくお願い致します。

※この期日で結審となります。

※裁判終了後、桜華会館・蘭の間で報告集会を行います。

### ★年末年始休みのお知らせ

12月29日（金）～1月4日（木） 事務局休業日です。



9月					
	8日	富士市アスベスト被害国賠訴訟提訴&記者会見		9日	富士市アスベスト被害相談会
	13日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴		14日	名古屋労職研事務局会議
	15日	厚生労働省交渉		19日	宇田川さんの学校アスベスト裁判傍聴
	19日	東海在日外国人支援ネットワーク会議		22日	二チアス羽島工場アスベスト被害国賠訴訟和解記者会見
	23日	アスベスト対策愛知連絡会第9回総会		24日	岐阜羽島アスベスト被害相談会
	26日	厚生労働省折衝		27日	アスベストユニオン会議
	29日	名古屋労職研事務局会議			

10月				
4日 ～ 5日	アスベスト被害全国ホットライン		5日	SRサロン（講師）
11日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴		12日	名古屋労職研事務局会議
13日	静岡アスベスト国賠裁判傍聴		17日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会試行調査会議
18日	ニチアス羽島工場アスベスト被害国家賠償訴訟和解＆記者会見		19日	岐阜羽島アスベスト被害相談会
25日	東海在日外国人支援ネットワーク会議		26日	名古屋労職研事務局会議
28日 ～ 29日	全国安全センター第28回総会			

11月				
1日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部結成＆相談会開催記者会見		9日	名古屋労職研事務局会議
10日	メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会		11日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部結成の集い
12日	新潟アスベスト被害相談会		17日	静岡アスベスト国賠訴訟和解・記者会見
22日	海老原勇医師を偲ぶ会		23日	肺がんプロジェクト会議
23日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会本部会議		30日	名古屋労職研事務局会議



**【労職研 会費・カンパ振込先】**

郵便振替 □座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

**発行 名古屋労災職業病研究会**

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/